

令和2年度第32回人事委員会 会議結果<概要>

1 日 時

令和3年3月10日（水）午後2時00分～午後3時22分

2 場 所

人事委員会 審理室（都庁第一本庁舎南塔 41階）

3 出席者

（委員）青山委員長、山極委員、山崎委員

（事務局）武市事務局長、須藤任用公平部長、神山試験部長、柴田審査担当部長、船川担当部長（総務課長事務取扱）、田近任用給与課長、森山試験課長、樋口審査担当課長

4 議 事

<議 案>

第72号議案 東京消防庁職員任用規程の一部改正及び採用選考に係る実施権限の委任について

第73号議案 令和3年度労働基準監督業務の実施計画について

第74号議案 任期付職員の採用の承認について

<報 告>

報告第20号 不利益処分についての審査請求について

報告第21号 訴訟の判決について

第 72 号議案 東京消防庁職員任用規程の一部改正及び採用選考に係る実施権限の委任について

標記議案について、事務局から、東京消防庁消防総監より申請のあった東京消防庁職員任用規程の一部改正は、消防吏員の再採用制度の導入等に伴うものであり、申請のとおり承認したい旨、説明した。

また、事務局から、採用選考に係る実施権限を東京消防庁消防総監に委任したい旨、説明した。

委員より、再採用の基準のうち身体の項目について、身長、胸囲、体重、視力の他に何かがあるか質疑があり、事務局から、普通採用と同様で、色覚、聴力、肺活量、その他の項目である旨、説明した。

委員より、色覚の要件について質疑があり、事務局から、消防吏員として職務執行に重大な支障がないことと規定している旨、説明した。

審議の結果、委員全員の賛成により、原案のとおり決定した。

第 73 号議案 令和 3 年度労働基準監督業務の実施計画について

標記議案について、事務局から、令和 3 年度労働基準監督業務の実施計画を決定したい旨、説明した。

委員より、指導基準における照度の計測方法について質疑があり、事務局から、労働安全衛生上、作業場所の照度が適正に保たれているかを確認することが目的であるため、執務室の場合、パソコン等の作業している机上の高さで照度を計測している旨を回答した。

委員より、重点指導事項におけるストレスチェックの実施について質疑があり、事務局から、職員の受検は任意であるが、各職場で実施しており、局が実施状況について結果報告を受ける体制が整えられている旨を回答した。

委員より、休養室は、体調が悪いときに利用するためだけのものではなく、快適な職場環境を整え、また、作業効率を上げるために、職員が短時間の休憩をとることができる場所として設けられることが民間企業では主流となっているとの意見があった。

審議の結果、委員全員の賛成により、原案のとおり決定した。

〈以下、非公開案件〉

- 第 74 号議案 任期付職員の採用の承認について
- 報告第 20 号 不利益処分についての審査請求について
- 報告第 21 号 訴訟の判決について

次回開催日程について

次回委員会は、令和 3 年 3 月 19 日（金）午後 2 時 00 分から開催することとした。